

**【表紙】**

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年8月15日
【会社名】	株式会社D T S
【英訳名】	D T S C O R P O R A T I O N
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 北村 友朗
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都中央区八丁堀二丁目23番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

2021年6月25日に提出いたしました第49期（自2020年4月1日至2021年3月31日）内部統制報告書の記載事項に一部誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 3 評価結果に関する事項

## 3 【訂正箇所】

「3. 訂正箇所及び訂正の内容」に記載しております。

### 1. 訂正の対象となる内部統制報告書の提出日

2021年6月25日

### 2. 訂正の理由及び財務報告に係る内部統制の評価結果を訂正するに至った経緯

#### (1) 訂正の理由

内部統制報告書の「3 評価結果に関する事項」の記載事項に誤りがあることから訂正することといたしました。

#### (2) 財務報告に係る内部統制の評価結果を訂正するに至った経緯

当社の特定の海外子会社において、取引先に対し不適切な支払いがなされ、それらが現地の汚職防止法等の法令違反となる可能性が認識されたため、2024年5月24日に特別調査委員会を設置し、調査を行なってまいりました。

当社は、特別調査委員会から2024年8月2日に調査報告書を受領し、当該海外子会社において案件を受注する等の目的から、特定事業の複数の顧客の要職にある個人等に対し不適切な支払いが長期間にわたり継続して行われていたことの報告を受けました。具体的には、主に外部の共謀する仲介業者との間で架空の業務委託契約を締結し、実際には存在しない業務に対して支払いを行った後、現金を回収することで不適切な支払いのための原資を捻出し、実態のない架空の費用計上（主に売上原価計上）が行われておりました。

また、これら不適切な支払いは当社が当該海外子会社を買収する以前の遅くとも2011年から経営陣による承認の下、組織的に行われていたことが確認されており、さらに、これらは現地の汚職防止法違反その他各種法令の法令違反や顧客との契約違反を構成する可能性がある旨の指摘を受けております。

当社は、原価等に計上されている実態のない架空費用を取り消すとともに、本件不適切な支払いに派生して計上が必要となる法人税等やその他損失について過年度（2020年3月期から2023年3月期）に遡って訂正を行うとともに、現地の汚職防止法等の法令違反に伴う将来の罰金負担の可能性について偶発債務の注記を行うことが必要と認識しましたが、これらが当社の過年度連結財務諸表に与える影響は限定的であると判断したため、過年度の決算等の訂正は行わず、2024年3月期の連結財務諸表及びその注記に反映することといたしました。

また、当社は、調査報告書で判明した事実と原因分析に関する報告を踏まえ、改めて財務報告に係る内部統制の再評価を行った結果、次項のとおり、当社及び当該海外子会社の全社的な内部統制の一部に不備があったことを識別いたしました。当該海外子会社は、当初の内部統制報告書における「2 評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項」に記載の全社的な内部統制の評価の対象となっておらず、評価範囲の選定において贈賄リスク等を考慮した検討が不十分であったものと判断しております。さらに、当社の全社的な内部統制においても、当該海外子会社に関連するリスクの識別や管理体制が十分ではなかった結果、本件不適切な支払いの原因となった内部統制の不備が検出できなかったものと考えております。

当社は、これらの不備は財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高いため、開示すべき重要な不備に該当すると判断し、財務報告に係る内部統制の評価結果を訂正することといたしました。

加えて、当該事実の判明が当事業年度の末日以降であったため、訂正の対象となる内部統制報告書の提出日においては、当該開示すべき重要な不備を把握することができず、訂正の対象となる内部統制報告書に記載することができませんでした。

3. 訂正箇所及び訂正の内容

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

### 3【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響をおよぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当するため、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効ではないと判断しました。

#### 記

当社の特定の海外子会社において、取引先に対し不適切な支払いがなされ、それらが現地の汚職防止法等の法令違反となる可能性が認識されたため、2024年5月24日に特別調査委員会を設置し、調査を行なってまいりました。

当社は、特別調査委員会から2024年8月2日に調査報告書を受領し、当該海外子会社において案件を受注する等の目的から、特定事業の複数の顧客の要職にある個人等に対し不適切な支払いが長期間にわたり継続して行われていたこと、また、これらは当社が当該海外子会社を買収する以前から経営陣による承認の下、組織的に行われていたことが報告されております。さらにこれら不適切な支払いは、現地の汚職防止法違反その他各種法令の法令違反や顧客との契約違反を構成する可能性がある旨の指摘を受けております。

当社は、これら不適切な支払いに関連した会計処理及び偶発債務の注記が当社の過年度連結財務諸表に与える影響は限定的であると判断したため、過年度（2020年3月期から2023年3月期）の決算等の訂正は行わず、2024年3月期の連結財務諸表及びその注記に反映することといたしました。

当社は、上記不適切な支払い及び実態のない費用計上が組織的かつ長期的に行われていた原因として、当該子会社における歴代経営トップのコンプライアンス意識の問題（子会社における全社的な内部統制：統制環境）とこれら経営トップを監督する取締役会や内部監査といったガバナンスが機能していなかったこと、当該子会社にはコンプライアンスを所管する部署がなく、贈賄リスクへの対応や社員への教育が不十分であった点を認識しております（子会社における全社的な内部統制：統制活動）。

また、上記不備をこれまで検出できなかった親会社としての当社側の原因として、グローバル戦略を推進する知見や体制が不十分であったことにより、当該子会社に対する出資前及び出資後における贈賄リスク評価とその対応が十分ではなかったこと（当社全社的な内部統制：リスク評価と対応）、当該子会社の非常勤取締役が贈賄に関する情報を得ていたにもかかわらず、その情報が当社に適切に伝達されなかったことからリスク是正に向けた対応が適時に行えなかった点を認識しております（当社の全社的な内部統制：情報と伝達）。

当社は、これらの不備は財務報告に重要な影響を及ぼしており、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

なお、上記事実は当事業年度末日後に発覚したため、当該不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、これらの開示すべき重要な不備を是正するために、特別調査委員会からの指摘・提言も踏まえ、以下の改善策を講じて適正な内部統制の整備及び運用を図ってまいります。

（当社における再発防止策）

- （1） グローバル戦略の明確化
- （2） グローバルなコンプライアンスリスク対応の強化
  - 贈賄リスクに対する感度の引き上げ
  - 海外グループの管理業務の評価と再定義
  - 管理体制の強化
- （3） 監査室の体制・監査項目等の見直し
  - 監査体制の強化
  - 海外グループにおける外部監査機関を活用した監査の実施

(4) 有事対応における多角的な検討と情報共有の改善

緊急時連絡体制の強化

コンプライアンス教育の強化、徹底

(当該海外子会社における再発防止策)

(1) ガバナンス体制強化

経営体制の刷新

監査委員会体制の再構築

監査委員会による監査範囲の見直し

内部監査によるモニタリングの改善

(2) コンプライアンス体制強化

経営トップからのコンプライアンス最優先のメッセージ発信

コンプライアンス体制の構築

社内規程類の見直しと教育・研修の実施

(3) グローバル・ホットラインの改善

(4) 調達プロセス等の内部統制の改善

以上